

質問第一二三号

安倍総理が「憲政の敵」であることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十二月九日

小西洋之

参議院議長 山東昭子殿



安倍総理が「憲政の敵」であることに関する質問主意書

一 安倍総理の通算在任日数が憲政史上最長となつた旨の報道がなされているが、この憲政史上最長の通算在任日数と評価されることについて、政府はどのような見解を有しているか。

二 政府は、一般に「憲政」という文言の意味をどのように理解しているか。

三 一般に、「憲政」とは、憲法に基づいて行われる政治、すなわち、立憲政治を意味するものと承知しているが、第二次安倍政権下においては、いわゆる昭和四十七年政府見解の中の「外国の武力攻撃」との文言の意味を「我が国に対する外国の武力攻撃」の意味だけではなく「同盟国に対する外国の武力攻撃」の意味にも読めると曲解し、歴代政府の憲法九条解釈の「基本的な論理」なるものを捏造して限定的な集団的自衛権行使を合憲と主張するなど、近代立憲史上に例のない法の支配及び立憲主義の蹂躪並びに憲法規範の破壊を繰り返しているのであり、安倍総理こそ「憲政の敵」というべき者であつて、「安倍総理の通算在任日数が憲政史上最長となつた」などと評価されるべきではないと考えるが政府の見解を示されたい。

右質問する。